

沖縄防衛局達第4号

地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第68条の規定に基づき、
金武出張所の設置等に関する達を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄防衛局長 真部 朗

金武出張所の設置等に関する達

改正 平成23年4月1日沖縄防衛局達第6号
平成24年4月6日沖縄防衛局達第3号
令和5年8月10日沖縄防衛局達第5号
令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号

（設置）

第1条 沖縄防衛局に、金武出張所を置く。

（位置及び管轄区域）

第2条 金武出張所の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

位 置	管 轄 区 域
沖縄県国頭郡金武町	国頭郡（恩納村、宜野座村及び金武町に限る。）

（所掌事務）

第3条 金武出張所は、地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省
訓令第32号）第209条第1項各号に掲げる事務をつかさどる。

（業務係及び業務係長）

第4条 金武出張所に、業務係を置く。

- 2 業務係は、前条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 業務係に、係長を置く。
- 4 業務係長は、金武出張所長の命を受け、業務係の事務を掌理する。

附 則

- 1 この達は、平成23年3月31日から施行する。
- 2 金武出張所は、第3条各号に掲げる事務のほか、次の表の左欄に掲げる期間、
それぞれ同表の右欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
-----	-----

令和14年3月31日までの間	(駐留軍用地跡地利用特別措置法) 第8条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第19条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第10条、29条の規定が効力を有する間	同条の規定による給付金、特定給付金の支給のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成24年法律第 号)による改正前の沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第104条の規定が効力を有する間。	同条の規定による特定跡地給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。

3 金武出張所の業務係は、第4条第2項に掲げる事務のほか、次の表の左欄に掲げる期間、それぞれ同表の右欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
令和14年3月31日までの間	駐留軍用地跡地利用特別措置法第8条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに駐留軍用地跡地利用特別措置法第19条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知のための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。
駐留軍用地跡地利用特別措置法第10条、29条の規定が効力を有する間	同条の規定による給付金、特定給付金の支給のための連絡及び交渉、調

	査並びに資料の収集に関すること。
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第 号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第104条の規定が効力を有する間。	同条の規定による特定跡地給付金の支給をするための連絡及び交渉、調査並びに資料の収集に関すること。

附 則（平成24年4月6日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（令和5年8月10日沖縄防衛局達第5号）

この達は、令和5年8月13日から施行する。

附 則（令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。